

公害調剤報酬の請求書等について

認定疾病に関する医療費は全額公費負担ですので、必要書類を作成の上、愛知県知事にご請求ください。提出書類、提出方法等は以下のとおりです。

1 提出書類

請求に必要な提出書類は以下のとおりです。

- (1) 公害診調剤報酬請求書
- (2) 公害診調剤報酬明細書
- (3) 債権者登録申請書（初回のみ）
- (4) 委任状（請求権限を委任する場合）（初回のみ）

提出書類（1）～（4）の様式及び記載例は以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/0000078326.html>

※請求書、明細書については、「公害調剤報酬請求書・明細書の記載上の注意事項等」により記入してください。

2 提出期日及び提出方法

診療月の翌月の10日（10日が土日祝のときは直前の平日）までに、次のいずれかの方法により提出してください（**必着厳守**）。

- (1) 愛知県環境局環境政策部環境政策課 法規・補償グループへ郵送
郵便番号460-8501（住所の記載は不要です。）
- (2) 「公害診療報酬請求書受入箱」へ投函
毎月1日から10日まで、愛知県医師会仮事務所1階正面玄関に投函箱が設置されます。

3 支払方法

愛知県公害診療報酬審査会議の審査後、原則として請求の翌月13日（金融機関の休業日に当たる場合はその前営業日）に、指定された金融機関の口座に振り込みます。

4 口座指定方法

「債権者登録申請書」に口座等を記入の上、初回の請求時に提出してください。なお、請求者の名義等に変更があった場合は、至急ご連絡ください。

担当	愛知県環境局環境政策部環境政策課 法規・補償グループ
電話	052-954-6209 (ダイヤル)

公害調剤報酬請求書・明細書の記載上の注意事項等

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「薬局コード」欄について
厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せンを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せンを交付した医師の氏名」欄について
処方せンを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。

- (8) 「処方」欄について
所定単位（内服薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）ごとに、調剤した医薬品名、用量（処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量）、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。
- (9) 「調剤報酬点数」欄について
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがつて、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について
ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について
調剤基本料に処方せん受付回数に乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について
「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
「⑨」欄には、「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10を乗じて得た額を記載すること。
「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。